



JPX

コーポレートガバナンス・コードの 全原則適用に係る対応について

2021年2月15日 作成

2021年7月21日 更新

株式会社東京証券取引所

- 当取引所は、2022年4月に市場区分の見直しを行うことを予定しております。市場区分の選択にあたり、スタンダード市場及びプライム市場を選択する上場会社は、コーポレートガバナンス・コード（以下「CGコード」といいます。）の全原則について、コンプライ・オア・エクスプレイン（実施するか、実施しない場合にはその理由を説明すること）を行うこととなります。したがって、現在、CGコードの基本原則のみがその対象となっているJASDAQ又はマザーズに上場する会社が、スタンダード市場又はプライム市場を選択する場合には、対象範囲が大きく拡大することとなります。
- 本資料では、新たにCGコード全原則の適用に向けた対応を行う上場会社にご活用いただくことを念頭に、CGコードの概要から具体的な対応を行うに際しての検討ステップ、よくいただく質問とその回答等を取りまとめております。本資料が、ご対応を進めるうえでの一助となれば幸いです。

※ 本資料は、2021年6月のCGコード改訂に伴い、一部の内容を更新しています。

I. CGコードの概要

II. CGコードの全原則適用に伴う実務対応

III. よくある質問と回答 (FAQ)

I. CGコードの概要

- **中長期的な企業価値増大に向けた経営者による的確な意思決定を支える実務的な枠組み**を示したものがCGコードであり、**投資家との建設的な対話における共通基盤**といえます。
- 機関投資家向けのスチュワードシップ・コードと両輪で、実効的なコーポレート・ガバナンスが実現されることが期待されています。

目的・意義

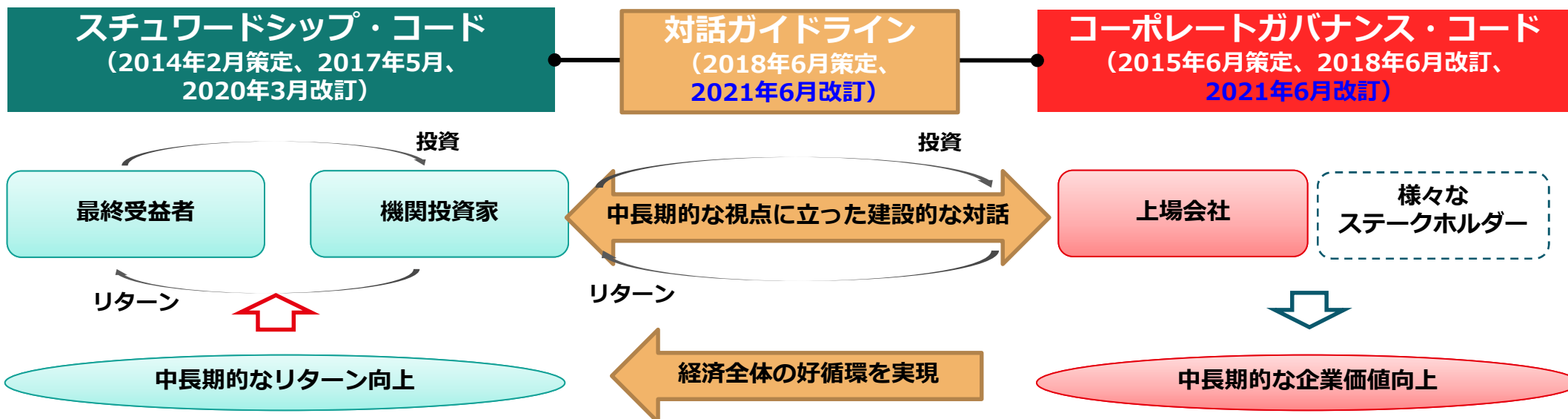
「上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上」

➤ **攻めのガバナンスの実現**

会社におけるリスクの回避・抑制や不祥事の防止に限らず、健全な企業家精神の発揮を促し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを志向しています。

➤ **中長期保有の株主との建設的な対話**

中長期保有の株主との建設的な対話により、CGコードに基づくコーポレート・ガバナンスの改善に向けた会社の取組に、さらなる充実が図られることが期待されています。



- CGコードは、プリンシプルベース・アプローチ及びコンプライ・オア・エクスプレインの手法を採用しています。

プリンシプルベース・ アプローチ (原則主義)

- 各上場会社がとるべき行動について詳細に規定するルールベース・アプローチ（細則主義）ではなく、各々の置かれた状況に応じて、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することができるよう、抽象的な表現・内容により、幅広い解釈の余地を与えるという考え方です。
- 各社が各原則の趣旨・精神を共有したうえで、形式的な文言・記載にとらわれず、自社の状況を踏まえて解釈・適用することとなります
- 解釈・適用の妥当性は、投資者等のステークホルダーにより評価されます（対話を通じて自律的に修正することが求められます。）

コンプライ・オア・ エクスプレイン

- CGコードの各原則を「実施するか」、それとも「実施しない（実施していない）理由を説明するか」を各上場会社が選択します。
- CGコードの原則に掲げられた具体的な施策は、原則の趣旨・精神を実現するための一般的な手法であり、個別具体的な事情により、より優れた代替的な取組が存在しえます（その場合には、実施しない理由として、原則の趣旨・精神を実現するために実施している代替的な取組について説明してください。）
- 必ずしも全ての原則を一律に実施する必要はなく、その一部を実施していないことのみをもって、実効的なコーポレート・ガバナンスが実現されていないと機械的に評価することは不適切であると考えられます。

- 投資家との建設的な対話における共通基盤として、取引所の上場規則の一部としてCGコード各原則の「コンプライ・オア・エクスプレイン」を義務化しています。

有価証券上場規程

第4節 企業行動規範

第1款 遵守すべき事項

(コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明)

第436条の3

上場内国株券の発行者は、別添「コーポレートガバナンス・コード」の**各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を**第419条に規定する報告書において**説明するものとする**。この場合において、「実施するか、実施しない場合にはその理由を説明する」ことが必要となる各原則の範囲については、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本則市場の上場会社
基本原則・原則・補充原則
- (2) マザーズ及びJASDAQの上場会社
基本原則

第2款 望まれる事項

(コーポレートガバナンス・コードの尊重)

第445条の3

上場会社は、別添「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めるものとする。

- CGコードは、5つの基本原則、それに紐づく原則・補充原則の三層構造で構成されています。

		株主の権利・平等性の確保	株主以外のステークホルダーとの適切な協働	適切な情報開示と透明性の確保	取締役会等の責務	株主との対話	コンプライ・オア・エクスプレインが必要な範囲
1層	「基本原則」 5原則	ガバナンスの充実により実現すべき普遍的な理念・目標を示した規範					グロース市場
		1	1	1	1	1	
2層	「原則」 31原則	基本原則を実現するために一般的に留意・検討されるべき事項					スタンダード市場 プライム市場
		7	6	2	14	2	
3層	「補充原則」 47原則	上場会社各社において採用が検討されるべきベスト・プラクティス					
		11	4	5	23	4	

第1章

基本原則1 株主の権利・平等性の確保

- 1-1. 株主の権利の実質的な確保のための適切な対応
 - 1-1-① 取締役会による、株主総会で相当数の反対票があった場合の反対理由や原因の分析、株主との対話の要否の検討
 - 1-1-② 総会決議事項の一部を取締役に委任することの検討、委任する際の条件
 - 1-1-③ 株主の権利（例：違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）行使を妨げないような配慮
- 1-2. 株主総会における株主の権利行使に係る環境整備
 - 1-2-① 株主総会において株主が適切な判断を行うための適確な情報提供
 - 1-2-② 株主総会議案の検討期間の確保、招集通知の発送に先立ってウェブ公表
 - 1-2-③ 株主総会関連の日程の適切な設定
 - 1-2-④ 議決権の電子行使のための環境整備（例：議決権電子行使プラットフォームの利用等）、招集通知の英訳
 - 1-2-⑤ 信託銀行名義で株式を保有する機関投資家の株主総会への出席を認めることの検討
- 1-3. 資本政策の基本的な方針についての説明
- 1-4. 政策保有株式がある場合の、縮減に関する方針・考え方など政策保有に関する方針の開示
 - 取締役会での保有目的、便益やリスクと資本コスト等の精査、保有の適否の検証、検証の内容についての開示
 - 政策保有株式に係る具体的な議決権行使基準の策定・開示
 - 1-4-① 取引の縮減を示唆することなどにより、政策保有株主による売却等を妨げないこと
 - 1-4-② 政策保有株主との間で会社や株主共同の利益を害するような取引を行わないこと
- 1-5. いわゆる買収防衛策についての適正手続の確保、株主への十分な説明
 - 1-5-① 自社の株式が公開買付けに付された場合の取締役会の考え方の説明、株主が公開買付けに応じる権利を不当に妨げないこと
- 1-6. 支配権の異動や大規模な希釈化をもたらす増資やMBO等についての適正手続の確保、株主への十分な説明
- 1-7. 関連当事者間の取引を行う場合の利益相反防止手続の策定・開示

第2章

基本原則2 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

- 2-1. ステークホルダーへの価値創造と企業価値向上の基礎となる経営理念の策定
- 2-2. ステークホルダーとの適切な協働のための行動原則の策定・実践、国内外の事業活動への浸透
 - 2-2-① 行動原則が、形式的な遵守にとどまらず、実質的に実践されているか否かの取締役会によるレビュー
- 2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティへの適切な対応
 - 2-3-① **サステナビリティを巡る課題についてリスク減少・収益機会につながる重要な経営課題としての認識、積極的・能動的な対応の検討**
- 2-4. 会社の持続的な成長を確保するための、女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保の推進
 - 2-4-① **中核人材の登用等における多様性の確保に関する促進**
- 2-5. 内部通報に係る適切な体制整備と取締役会によるその運用状況の監督
 - 2-5-① 経営陣から独立した内部通報窓口の設置、情報提供者の秘匿・不利益取扱いの禁止に関する規律の整備
- 2-6. 企業年金の機能発揮のための人事面・運営面における取組み内容の開示、利益相反の管理

第3章

基本原則3 適切な情報開示と透明性の確保

- 3-1. 以下の情報開示の充実
 - (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画、
 - (ii) コードの諸原則を踏まえた、ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
 - (iii) 経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続
 - (iv) 経営陣幹部・取締役・監査役候補の選解任・指名の方針と手続
 - (v) 個々の経営陣幹部・取締役・監査役の選解任・指名についての説明
- 3-1-① 取締役会によるひな型的な記述や具体性を欠く記述を避けた、付加価値の高い情報開示（法令に基づく開示を含む）
- 3-1-② 海外投資家等の比率等を踏まえた英語での情報の開示、提供の推進
- 3-1-③ **自社のサステナビリティについての取組みに関する開示**
- 3-2. 外部会計監査人による適正な監査を確保するための適切な対応
 - 3-2-① 監査役会による外部会計監査人の選定・評価基準の策定、独立性と専門性を有しているか否かについての確認
 - 3-2-② 取締役会・監査役会による、十分な監査時間の確保、外部会計監査人から経営陣幹部へのアクセスの確保、監査役・内部監査部門・社外取締役との十分な連携、外部会計監査人が不正等を発見・指摘した場合の会社側の対応体制の確立

第4章

基本原則4 取締役会等の責務

- 4-1. 取締役会による経営理念の確立や戦略的な方向付けとそれを踏まえた業務執行の決定
 - 4-1-① 経営陣に対する委任の範囲の決定、概要の開示
 - 4-1-② 中期経営計画の実現に向けた最善の努力及び未達の場合の対応、次期計画への反映
 - 4-1-③ 最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用への主体的な関与、後継者候補の計画的な育成のための適切な監督
- 4-2. 取締役会による経営陣からの提案についての十分な検討、経営陣幹部の迅速・果敢な意思決定の支援、経営陣の報酬のインセンティブ付け
 - 4-2-① 客観性・透明性ある手続による報酬制度の設計と具体的な報酬額の決定、中長期的な業績と連動する報酬の割合、現金報酬と自社株報酬との割合の適切な設定
 - 4-2-② **取締役化による自社のサステナビリティを巡る取組みについての基本的な方針の策定、経営戦略の配分や事業ポートフォリオ戦略の実行の監督**
- 4-3. 取締役会による会社の業績等の適切な評価と人事への適切な反映、正確な情報開示の監督、内部統制やリスク管理体制の整備、関連当事者との利益相反の適切な管理
 - 4-3-① 公正かつ透明性の高い手続による経営陣幹部の選解任
 - 4-3-② 客観性・適時性・透明性ある手続によるCEOの選任
 - 4-3-③ CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続の確立
 - 4-3-④ **取締役会はグループ全体を含めた全社的リスク管理体制を構築し、その運用状況の監督**
- 4-4. 監査役（会）による独立した立場からの適切な判断、能動的な権限行使、取締役会等への意見発信
 - 4-4-① 監査役会の独立性と高度な情報収集力による実効性向上、社外取締役との連携確保
- 4-5. 取締役等によるステークホルダーとの協働の確保、会社や株主共同の利益のための行動
- 4-6. 業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用
 - 4-6-① 以下の役割・責務に留意した、独立社外取締役の有効な活用
 - (i) 経営の方針や経営改善に関する助言
 - (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じた経営の監督
 - (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反の監督
 - (iv) 少数株主等のステークホルダーの意見の取締役会への反映
- 4-7. **プライム市場上場会社における独立社外取締役3分の1以上（必要な場合は過半数）の選任、その他市場の上場会社は2名以上（必要な場合は3分の1以上）の選任**
 - 4-7-① 独立社外取締役による客観的立場に基づく情報交換・認識共有（例：独立社外者のみを構成員とする会合の開催）
 - 4-7-② 独立社外取締役による経営陣や監査役との連絡・連携体制の整備（例：互選による「筆頭独立社外取締役」の決定）
 - 4-7-③ **支配株主を有する場合、独立社外取締役3分の1以上（プライム市場上場会社は過半数）の選任又は利益が相反する重要な取引・行為について委員会の設置**
- 4-8. 取締役会による独立性判断基準の策定・開示、取締役会における建設的な検討への貢献が期待できる候補者の選定
 - 4-8-① 任意の仕組みの活用による統治機能の充実
- 4-9. **独立した指名委員会・報酬委員会の設置、指名・報酬等の検討におけるそれら委員会の関与・助言**
- 4-10. 取締役会における知識等のバランス、ジェンダーや国際性の面を含む多様性、適正規模を考慮した構成、適切な経験・能力・必要な財務・会計・法務の知識を有する監査役の選任（全員）、財務・会計の十分な知見を有する監査役の選任（1名以上）、取締役会による取締役会の実効性の分析・評価による機能向上
 - 4-10-① **取締役会にて必要なスキルの特定、取締役会全体の知識等のバランス、多様性、規模に関する考え方、取締役の有するスキル等の組み合わせ、選任に関する方針・手続の開示**
- 4-11. 取締役・監査役によるその役割・責務を適切に果たすための時間・労力の振り向け、他の上場会社社員の兼任数の抑制、兼任状況の開示
 - 4-11-① 取締役会による取締役会の実効性に関する分析・評価、結果の概要の開示
- 4-12. 取締役会による自由闊達で建設的な議論・意見交換を導ぶ気風の醸成
 - 4-12-① 取締役会の審議の活性化のための対応
 - (i) 会日に先立って取締役会資料の配布
 - (ii) 取締役に対する十分な情報提供
 - (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや（予想される）審議事項の決定
 - (iv) 審議項目数・開催頻度の適切な設定
 - (v) 審議時間の十分な確保
- 4-13. 取締役・監査役による能動的な情報入手、会社に対する追加の情報提供の要求、取締役・監査役の支援体制の整備
 - 4-13-① 取締役による会社に対する追加の情報提供の要請、監査役による適切な情報入手
 - 4-13-② 取締役・監査役による会社の費用による外部専門家の助言の獲得
 - 4-13-③ **取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対して直接報告を行う仕組みの構築、内部監査部門と取締役・監査役との連携の確保**
- 4-14. 取締役・監査役による役割・責務の理解と必要な知識の習得等の研鑽、トレーニングの機会の提供・斡旋や費用支援、取締役会による状況の確認
 - 4-14-① 取締役・監査役による役割・責務の理解と会社の事業等に必要知識の取得、その継続的な更新の機会の獲得
 - 4-14-② 取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示

第5章

基本原則5 株主との対話

- 5-1. 株主からの対話申込みに対する合理的な範囲での前向きな対応、取締役会による、対話を促進するための体制整備に関する方針の承認・開示
 - 5-1-① **経営陣幹部、社外取締役を含む取締役または監査役による株主との対話（面談）への対応**
 - 5-1-② 株主との建設的な対話を促進するための方針には以下の点を記載
 - (i) 建設的な対話の実現するよう目録りを行う経営陣の指定
 - (ii) 対話を補助する社内の有機的な連携
 - (iii) 個別面談以外の対話の手段の充実
 - (iv) 株主の意見・懸念に関する取締役会へのフィードバックのための方策
 - (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理の方策
- 5-1-③ 自らの株主構造の把握、株主による把握作業への協力
- 5-2. 自らの資本コストの把握、収益計画や資本政策の基本的な方針、収益力・資本効率等に関する目標の提示、事業ポートフォリオの再直し、設備投資等に関する方針・計画の株主に対する明確な説明
 - 5-2-① **事業ポートフォリオの基本方針や見直しの状況についての説明**

合計83原則（基本原則：5原則、原則：31原則、補充原則：47原則）

- 2021年4月6日、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、提言「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について」が取りまとめられました。
- 当該提言を踏まえて、本年6月11日付で、東証においてCGコードの改訂、金融庁において企業と投資家の対話ガイドラインの改訂を実施しました。

コーポレートガバナンス・コード (2015年6月策定、2018年6月改訂、 2021年6月改訂)

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的とする上場会社の的確な意思決定を支える実務的な枠組みを示したベストプラクティス

投資家と企業の 対話ガイドライン (2018年6月策定、 2021年6月改訂)

上場会社と投資家との建設的な対話を促し、より実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を図るための事項

スチュワードシップ・コード (2014年2月策定、 2017年5月・2020年3月改訂)

機関投資家が、スチュワードシップ責任を果たす（企業との建設的な対話を通じて企業の中長期的な企業価値向上を促し、投資リターンの拡大を図る）にあたり、有用と考えられる諸原則

フォローアップ会議提言「コーポレートガバナンス・コードと 投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について」 (2021年4月公表)

コードと対話ガイドラインの改訂の趣旨・目的を明らかにしたもの

項目	CGコード	企業と投資家の対話ガイドライン
取締役会の機能発揮	<ul style="list-style-type: none"> ● プライム市場上場会社において、独立社外取締役を3分の1以上選任（必要な場合には、過半数の選任の検討を奨励） ● 経営戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル（知識・経験・能力）と、各取締役のスキルとの対応関係の公表 ● 他社での経営経験を有する経営人材の独立社外取締役への選任 ● 指名委員会・報酬委員会の設置（プライム市場上場会社は、独立社外取締役を委員会の過半数選任） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各取締役や法定・任意の委員会についての実効性評価 ● 独立社外取締役を取締役会議長に選任することなども含めた取締役会における監督の実効性確保
企業の中核人材における多様性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理職における多様性の確保（女性・外国人・中途採用者の登用）についての考え方と測定可能な自主目標、その状況の開示 ● 多様性の確保に向けた人材育成方針・社内環境整備方針をその実施状況とあわせて公表 	—

項目	CGコード	企業と投資家の対話ガイドライン
サステナビリティを巡る課題への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● サステナビリティについて基本的な方針を策定し自社の取り組みを開示 ● プライム市場上場会社において、TCFD又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量を充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● サステナビリティに関する取り組みを全社的に検討・推進するための枠組み整備（サステナビリティに関する委員会の設置など）
上記以外の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 上場「子会社」において、独立社外取締役をプライム市場上場会社においては過半数／それ以外の市場の上場会社においては3分の1以上選任、又は利益相反管理のための委員会の設置 ● プライム市場上場会社において、議決権電子行使プラットフォーム利用と英文開示の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● バーチャル方式により株主総会を開催する場合の株主の利益の確保 ● 有価証券報告書の株主総会開催前の開示 ● 株主との対話にあたって、「筆頭独立社外取締役」の設置

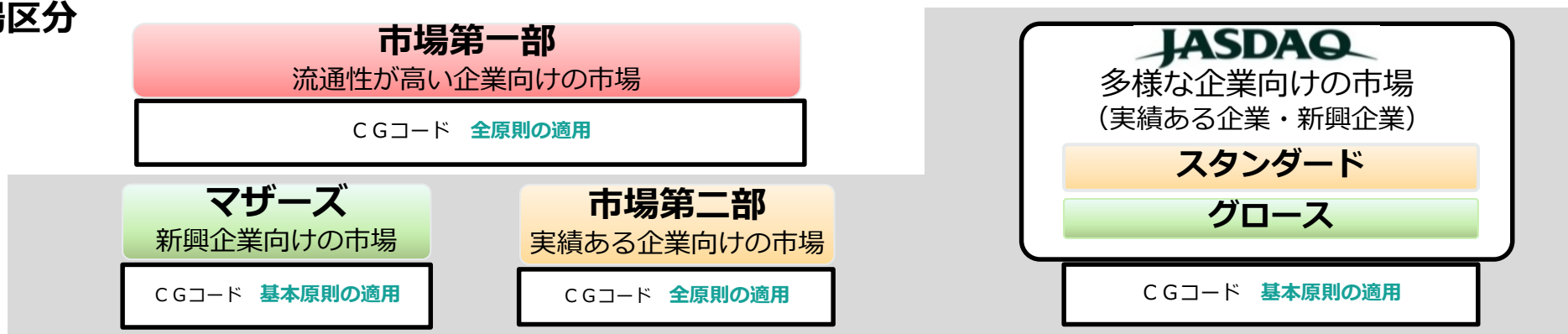
Ⅱ. コーポレートガバナンス・コードの全原則適用 に伴う実務対応

(1) CGコード全原則適用にあたって

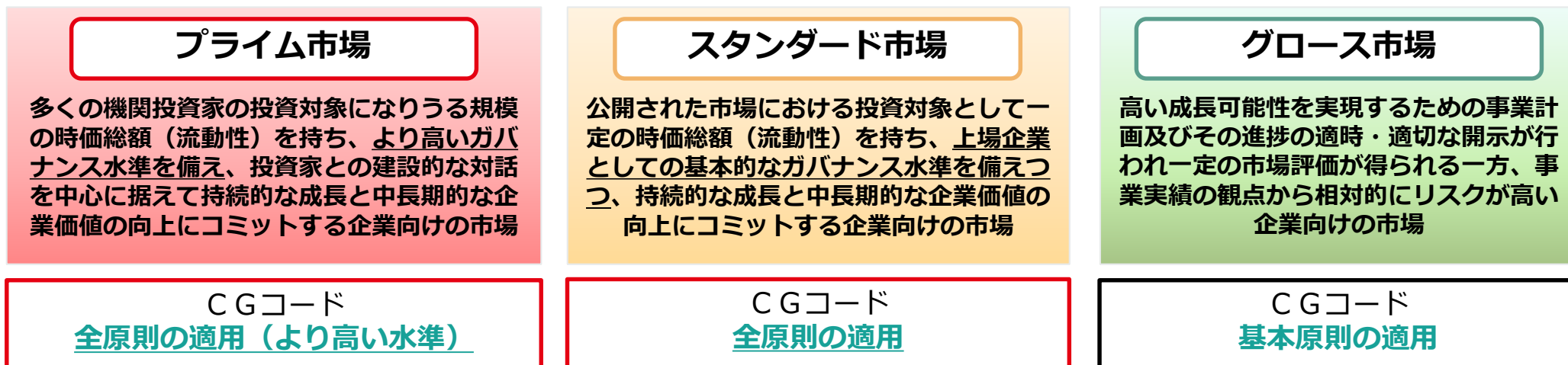
背景（市場区分の見直し）

- 当取引所は、2022年4月に、現在の市場区分を「スタンダード市場・プライム市場・グロース市場」の3つの市場区分に見直すことを予定しています。
- 各市場の新しいコンセプトを踏まえ、CGコードの適用範囲についても見直しを行うこととしており、**JASDAQ又はマザーズに上場する会社においては、スタンダード市場又はプライム市場を選択する際、CGコードの全原則について対応していただく必要**があります。

現在の市場区分



新市場区分





※ 本対応の流れは一例であり、これまでの各社の取組状況等に応じ、様々な対応が考えられます。
また、次頁以降、具体的な取組を紹介しますが、発展的な取組については「☆」を付して記載しますので、適宜ご参照ください

ステップ1：対応方針等の決定（取締役会）

- CGコード全原則適用に向けて、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方やCGコードへの対応方針等について、現在の考え方等や自社の企業理念・経営理念との関係も踏まえながら、**改めて取締役会において十分に議論し、決定**してください。
- ☆ 自社の考え方や対応方針を明確化するとともに投資者に対する説明責任を果たすために、基本的な考え方等をコーポレートガバナンス・ガイドライン等としてとりまとめ、公表することも期待されます。



ステップ2：原則の仕分け

- 新たに適用対象となる原則及び補充原則の各原則について、**現時点で自社が実施しているか否かの仕分け**を行ってください。なお、実施するに際し、コーポレート・ガバナンスに関する報告書（以下、「報告書」といいます。）において、特定の事項を開示することが必要となる原則（後述。以下、「開示原則」といいます。）もありますのでご注意ください。



ステップ3：具体的対応の検討

- 現時点で未実施の原則について、必要に応じて取締役会において審議を行い、**今後の実施有無や実施内容、実施時期等について決定**してください。
 - 検討に際しては、例えば、自社を取り巻く環境や課題を踏まえて**優先的に対応すべきものや、原則4 - 8等を踏まえた独立社外取締役の増員、補充原則1 - 2②を踏まえた株主総会招集通知の早期発送など株主総会の日程を意識した対応が必要なもの**など、**重要度や対応期間の制約等を踏まえて優先順位を付けて対応**することも必要となります。
- ※ 優先順位等を踏まえて、複数年かけて段階的にコード対応を進めていくことも考えられます。その場合にあっては、その旨を報告書の「1. 基本的な考え方」等で説明してください。

ステップ4：記載内容の検討

- 各原則について、実施しない場合には、原則の趣旨・精神を実現するために実施している代替的な取組や実施しない個別具体的な理由、開示原則を実施する場合には、開示内容について検討してください（詳細は後述）。なお、それらの内容は、自社の個別事情を的確に反映したものとするなど株主等のステークホルダーの理解を得られるものとするようご留意ください。
- ☆ ステークホルダーに対する情報提供を充実させるため、開示原則に限らず他の原則についても、基本的な考え方や具体的な取組等を報告書の「各原則に基づく開示欄」において積極的に開示することが期待されます。

ステップ5：記載内容の確定・報告書の更新

- 各原則に対する具体的な対応方針や実施内容、実施しない理由等の**報告書への記載内容が、株主等のステークホルダーにとって分かりやすいものとなるよう、十分に検討し、決定**してください。
- ※ 客観性や透明性の確保が重要となる原則や取締役会の積極的な関与が期待される原則に関するものについては、社外取締役の意見を取り入れたり、取締役会において審議したりすることが期待されます。
- 当該決定に基づき、その内容を**報告書の「各原則を実施しない理由」欄及び「各原則に基づく開示」欄にそれぞれ記載**してください。なお、その際には、どの原則に関する記載であるかを明確にするため、原則の項番を冒頭に記載してください。
- ※ 報告書の更新後に各原則の実施状況や実施しない理由の説明等に変更が生じた場合には、変更が生じた後、最初に到来する定時株主総会の日後に一括して内容を更新することで差支えありません。

※ 報告書の更新後は、複数年かけて段階的に対応を行う方針としていた場合におけるその進捗に応じた見直しのほか、中長期的な企業価値の向上の実現に向けて、投資者等のステークホルダーとの対話を通じて得た気づきや課題、外部環境の変化等を踏まえ、各原則における取組の内容や開示内容について継続的に見直しを行ってください。

コーポレートガバナンス CORPORATE GOVERNANCE

最終更新日：20xx年x月x日
サンプル株式会社
代表取締役社長 ○○○○
問合せ先：CG推進室 03-0000-0000
証券コード：xxxx
<http://www.abc.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方等

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

<記載例>

【原則4 - 8. 独立社外取締役の有効な活用】
・・・ 原則を実施しない理由を記載 ・・・

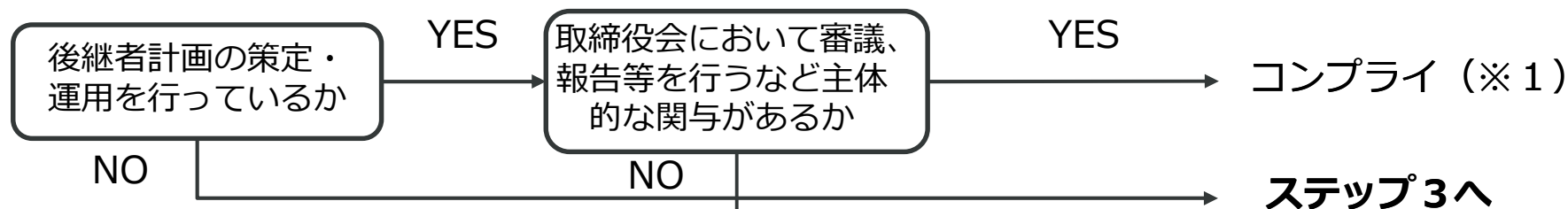
<記載例>

【原則1 - 4. 政策保有株式】
(1) 政策保有に関する方針
・・・ 内容を記載 ・・・ (以下、同様)
(2) 政策保有株式にかかる検証の内容
(3) 政策保有株式にかかる議決権行使基準

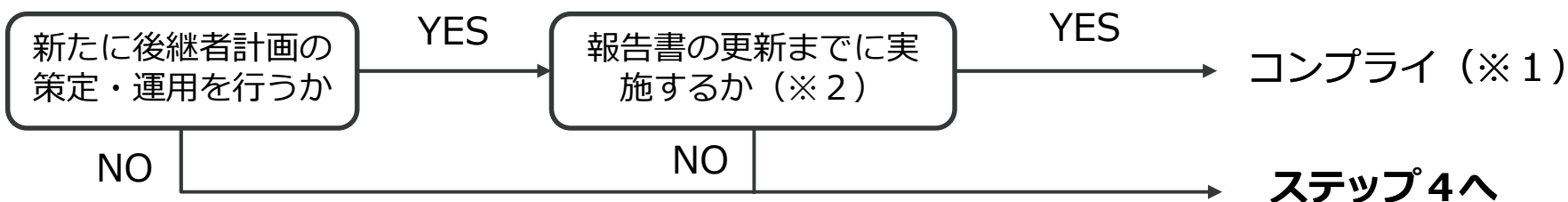
【補充原則4-1③】

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、**最高経営責任者（CEO）等の後継者計画（プランニング）の策定・運用に主体的に関与**するとともに、**後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべき**である。

■ ステップ2：原則の仕分け



■ ステップ3：具体的対応の検討



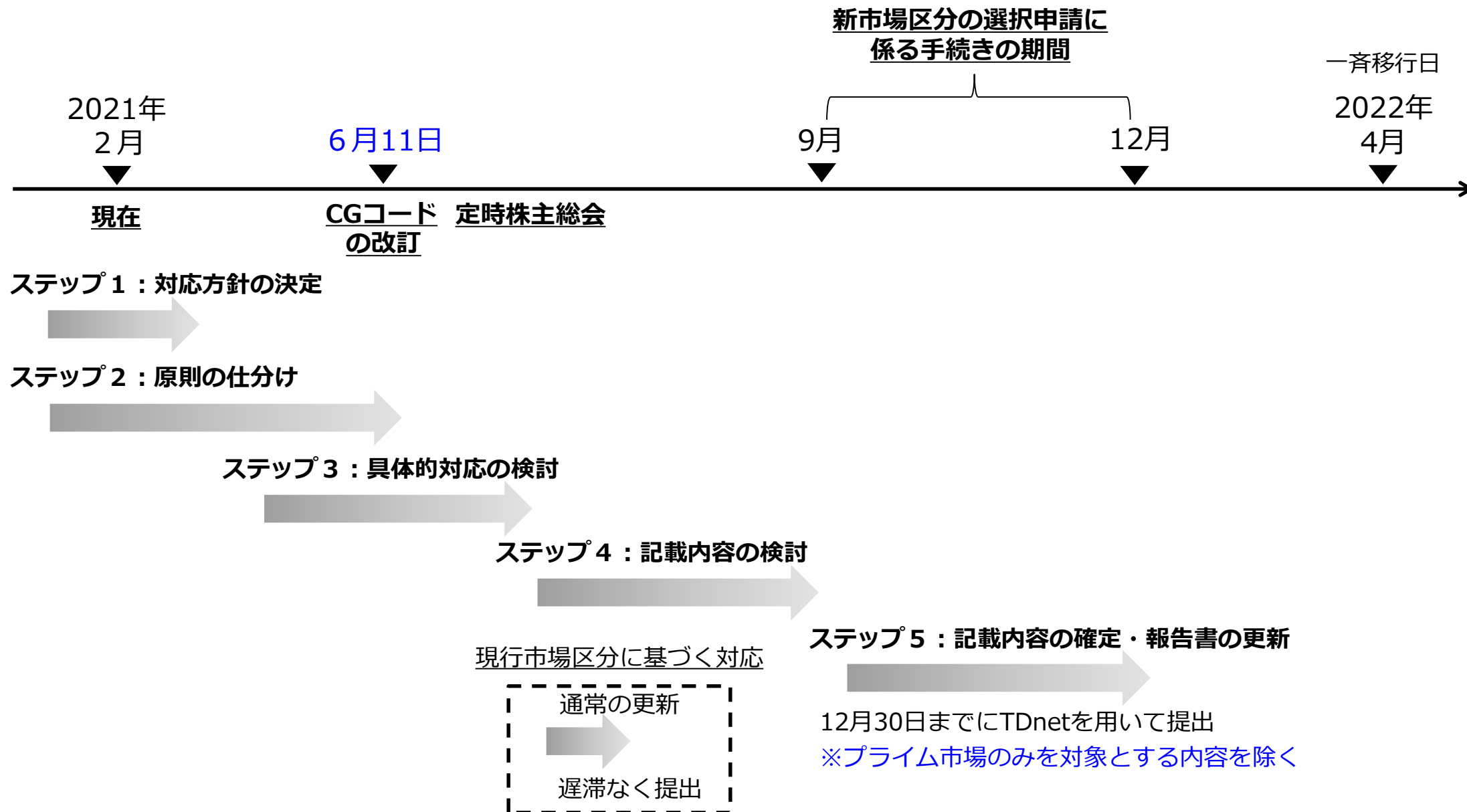
■ ステップ4：記載内容の検討

本原則を実施しないことを決定した場合には、本原則の趣旨・精神を実現するために実施している代替的な取組や実施しない個別具体的な理由、今後の策定等を予定している場合は実施予定時期等、報告書に記載する内容の検討を行ってください。

※1 本原則において後継者計画の開示は求められていないものの、投資者の関心も高いことから対話の対象となることも考えられます。

※2 今後実施予定であっても、更新時点で未実施であれば未実施として取り扱います（詳細は43頁Q3をご覧ください）。

【例：3月期決算会社の場合】



(2) 原則を実施しない理由の説明

■ 基本的な考え方

原則を実施しない理由の説明は、株主等のステークホルダーの理解が十分に得られるよう、当該原則に関する会社としての考え方や今後の方針等を踏まえ、具体的に記載してください。

説明の内容は、自社の個別事情を十分に反映したものであることが期待されており、「ひな型」的な表現による表層的な説明を行うことは避けてください。

■ 説明の内容

各原則を実施しない理由の説明は、次の3つの場合に応じて以下の内容を記載することが考えられます。

① 具体的な実施予定がある場合

実施を予定する取組の具体的内容、実施時期等

② 実施について検討中の場合

検討に関するスケジュールや考慮要素、検討の方向性等

③ 実施しないことを決定した場合

実施しないこととした理由、代替手段を講じている場合はその内容等

■ 備考

原則を実施する意思があっても、経営資源や対応期間の制約のため、当初は対応できない原則が多くなることも想定されます。その場合には優先順位が高いと判断するものから段階的に検討・対応を進めていくことで差支えありません。なお、その場合にあっては実施しない理由の説明において、今後どのように取組を進めていくかについて記載することが期待されます。

【原則5－2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

■ 本原則の策定趣旨・実施に係るポイント

・ 本原則の策定趣旨

経営戦略等は投資判断を行うための重要な情報であり、投資者は、特に中長期的な企業価値の向上を実現するための具体的戦略等やそれらと経営理念との整合性について関心を持っていることから、経営戦略等の策定・公表に際して、それら投資者のニーズを踏まえ、資本政策の基本方針や目標達成のための方策等について分かりやすく説明を行うべきことを明確にしたもの

・ 本原則の実施に係るポイント

- ✓ 資本政策の基本方針等の提示：自社の資本コストを踏まえ、資本政策等の基本方針、資本効率等に関する目標を提示
- ✓ 目標達成のための方策の説明：研究開発投資・人材投資などの経営資源の配分や事業再編に関する具体的方針や取組を説明

■ 具体的な実施予定がある場合の開示例

当社はこれまでグループが保有する事業の特性に鑑み、中期経営計画、目標とする経営指標を開示することは控えておりました。しかしながら、資本市場からの要請が高まっていることは認識しており、今後は積極的に開示・説明を行っていきべきものと考えております。

一方、当社はX年3月期より事業構造改革に取り組んでおります。これは、個々の保有事業において事業プロセス改善を図る他、事業の取捨選択を進め、事業ポートフォリオ全体の収益力改善を目的とするものです。当社としましては、本構造改革からのアウトプットを織り込んだ上で中期経営計画や目標を説明すべきと考えております為、Y年3月期決算発表時（同年5月の予定）に開示・説明を行う予定としております。

- これまで中期経営計画等の開示を行っていなかったものの、資本市場からの要請を踏まえ、今後は積極的に開示・説明を行う方針を表明
- 現時点で実施をしない個別の事情を説明したうえで、それを踏まえた実施予定時期を明示

【補充原則4-11③. 取締役会の実効性の分析・評価】

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考しつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

■ 本原則の策定趣旨・実施に係るポイント

・ 本原則の策定趣旨

取締役会がその役割・責務を実効的に果たしていくには、取締役会が果たすべき役割・責務は何か、それらを果たすうえで個々の取締役や取締役会全体が適切に機能しているかを分析・評価し、その結果を踏まえ、問題点の改善や強みの強化等の適切な措置を講じていくというプロセスを定期的に行っていくことが必要となることに加え、それらの概要を開示することで株主・投資者との対話を通じた更なる改善が期待できることから、取締役会の実効性評価の実施及びその概要の開示を求めたもの

・ 本原則の実施に係るポイント

- ✓ 実効性評価の実施：評価方法や評価項目等を策定し、取締役会全体の実効性評価を実施
- ✓ 結果の概要の開示：評価を通じて認識された課題を含め、結果の概要を開示。なお、具体的には、①評価項目、②評価結果、③実効性向上に向けた課題、④前期に出された課題に関する改善状況等を示すことが考えられます。

■ 実施について検討中の場合の開示例

当社は、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果を今後の取締役会の運営に活かし、より高次の企業経営を遂行していくことは重要であると認識しています。しかしながら、実効性の分析に係る具体的な枠組み作りや取締役会での評価方法等の検討には相応の時間を要し、実効性評価は実施していません。取締役会全体の実効性の分析・評価について、今後検討します。

- 取締役会の運営に活かし、より高次の企業経営遂行のために実効性評価の実施は重要であるとの基本的な考え方を提示
- 今後の方向性として、実効性評価の実施に向けて分析の枠組や評価方法等の検討を行っていく旨に言及

【補充原則 3 – 1 ②. 英文開示の実施】

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率を踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである。

■ 本原則の策定趣旨・実施に係るポイント

・ 本原則の策定趣旨

海外投資家に対する情報開示の充実の観点から、英語での情報開示について各上場会社の実情を踏まえた合理的な対応を期待するもの

プライム市場上場会社においては、プライム市場が「多くの機関投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場」であることから、海外投資家のニーズ等を踏まえて、「必要とされる情報」について英語での開示・提供を期待するもの

・ 本原則の実施に係るポイント

- ✓ 株主における海外投資家の比率の把握：現在の海外投資家の持株比率を把握するとともに今後の目標を設定
- ✓ 合理的な範囲内における英語での情報開示：海外投資家の持株比率や自社のリソース等を考慮し、開示の有無や範囲等を検討
- ✓ 【プライム市場】必要とされる情報の英語での開示・提供：投資家との建設的な対話に資する情報開示となるよう、投資家のニーズ等を踏まえて、各社において適切に判断

■ 実施しないことを決定した場合の開示例

現在、当社は英語版の当社ホームページを開設しておりますが、当社の株主構成を踏まえ、株主総会招集通知、株主通信の英語版を作成しておりません。今後機関投資家や海外投資家の推移を踏まえ、機関投資家や海外投資家の比率が15%以上となった時点で、英語での情報開示・提供の実施を検討してまいります。

- 現時点における英語での情報開示について、英語版HPを開設している旨並びに株主総会招集通知及び株主通信の英語版は作成していない旨を明示
- 機関投資家や海外投資家の比率が15%以上となった時点で英語での情報開示の実施を検討する旨を明示

(3) 特定の事項の開示を求める原則に基づく開示

■ 特定の事項の開示を求める原則（開示原則）

CGコードの各原則のうち、次に掲げる14の原則については、原則を実施するに際し、特定の事項を開示することが必要となります。開示を要する事項の詳細については次頁以降の記載を参考にしてください。

原則	概要
原則 1 - 4	政策保有株式
原則 1 - 7	関連当事者間の取引
補充原則 2 - 4 ①	中核人材の登用等における多様性の確保
原則 2 - 6	企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
原則 3 - 1	情報開示の充実
補充原則 3 - 1 ③	サステナビリティについての取組み（※）
補充原則 4 - 1 ①	経営陣に対する委任の範囲
原則 4 - 9	独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
補充原則 4 - 1 0 ①	指名委員会・報酬委員会の権限・役割等（※）
補充原則 4 - 1 1 ①	取締役会の多様性に関する考え方等
補充原則 4 - 1 1 ②	取締役・監査役の兼任状況
補充原則 4 - 1 1 ③	取締役会の実効性評価
補充原則 4 - 1 4 ②	取締役・監査役に対するトレーニングの方針
原則 5 - 1	株主との建設的な対話に関する方針

（※）プライム市場上場会社向けの内容については2022年4月4日付で適用となることから、2022年4月4日以降に開催される定時株主総会の終了後遅滞なく提出する報告書から反映が必要となります。スタンダード市場上場会社においては、記載不要です。

【原則 1 - 4. 政策保有株式】

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

■ 本原則の策定趣旨・開示を要する事項等

• 本原則の策定趣旨

政策保有株式について、企業からは企業間で戦略的提携を進めていく上で有意義との指摘がある一方、投資者からは資本効率の低下や財務の不安定化につながるといった経済合理性に関する懸念や株主総会における議決権行使を通じた監視機能が形骸化する懸念がある等の指摘がなされており、企業と投資者の間で認識のギャップが大きく、より深度ある対話が行われることが重要であることから、情報開示の充実を図るもの

• 開示を要する事項等

開示事項	開示内容等
政策保有に関する方針	・政策保有株式の縮減に関する方針・考え方、今後の具体的な縮減計画など
保有の適否に関する検証内容	・保有目的の適切性、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか否か等に関して取締役会が行った検証の内容
具体的な議決権行使基準	・議案の賛否の検討に関するプロセスや判断基準など

• 備考

本原則の実施に際しては、上記の3つの開示事項すべてについて記載することが必要となります。なお、政策保有株式を保有していない場合はコンプライとして取り扱いますので、当該開示事項の代わりにその旨を記載してください。

【原則 1 - 7. 関連当事者間の取引】

上場会社とその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

■ 本原則の策定趣旨・開示を要する事項等

• 本原則の策定趣旨

役員や主要株主等の関連当事者は、上場会社に対して重要な影響力を持っているケースも多く、それらと取引を行う場合に会社や株主共同の利益を害するおそれがある。そこで、独立した客観的な立場から独立社外取締役を含む取締役会があらかじめ適切な手続を策定し、その枠組みについて開示するとともに、監視を行うべきことを定めたもの

※ 取締役会や独立社外取締役が利益相反を適切に管理すべき旨は、原則 4 - 3 及び原則 4 - 7（iii）にも定められています。

• 開示を要する事項等

開示事項	開示内容等
関連当事者間の取引を行う場合の手続	・取引を行うに際しての承認プロセスや確認項目、取引条件の設定方法など

• 備考

本原則に基づき策定される手続は、画一的なものではなく取引の重要性等に応じた一定の幅を持つものとなることが想定されます。

本原則の趣旨は、構造的な利益相反の問題を踏まえて、事前に適切な手続の策定・開示を求めるものであることから、コンプライアンスに際しては、現在、関連当事者との間で取引を行っていない場合であっても、適切な手続を策定したうえで、その枠組みを開示することが必要となります。

【補充原則 2 - 4 ①】

上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきである。

また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示すべきである。

■ 本原則の策定趣旨・開示を要する事項等

・ 本原則の策定趣旨

企業経営にとって多様性はイノベーションや新しい価値創造の源泉であることから、取締役や経営陣における多様性を確保することが必要。そのためには、その取締役や経営陣を支える、企業の中核人材たる管理職においてもその多様性が確保されることが重要であることから、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、多様性確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標、その状況の開示を求めるもの

・ 開示を要する事項等

開示事項	開示内容等
多様性の確保についての考え方	・女性・外国人・中途採用者などの管理職への登用等に関する考え方
多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標	・女性・外国人・中途採用者などの管理職への登用等の目標
多様性の確保の状況	・女性・外国人・中途採用者などの管理職への登用等に関する現況、目標に対する進捗状況
人材育成方針、社内環境整備方針、その状況	・多様性の確保に向けた人材育成や社内環境の整備に関する方針やその実施状況

・ 備考

本原則は、「女性・外国人・中途採用者」を多様性の要素として特筆していますが、多様性の要素はこれに限られたものではなく、各社において、他の要素を加えていただくことも可能です。

「女性」「外国人」「中途採用者」の属性のうち「自主的かつ測定可能な目標」を示さないこととする属性がある場合には、その旨及びその理由を「多様性の確保についての考え方」において記載することが考えられます。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

■ 本原則の策定趣旨・開示を要する事項等

・ 本原則の策定趣旨

企業年金には、年金受給者の生活の安定と福祉の向上のために積立金を適切に管理・運用することが求められており、年金受給者のために受託者責任（スチュワードシップ責任）を的確に果たしていく必要がある。そのためアセットオーナーとして運用の専門性を高め、運用機関に対しスチュワードシップ活動の促進に向けた働きかけやモニタリングなどに取り組んでいくことが極めて重要となる。一方、アセットオーナーの中でも企業年金においては、それらの取組を行っていくうえで体制が十分ではないところが多いことから、企業年金の運営を支える母体企業において人事面や運営面における取組を求めたもの

・ 開示を要する事項等

開示事項	開示内容等
企業年金の運営を支える人事面・運営面における取組	・適切な資質を持った人材の企業年金への配置、人材の育成、運用機関に対するモニタリングを行う際のサポート等の具体的な取組内容

・ 備考

本原則は、基金型・規約型の確定給付年金及び厚生年金基金を採用している会社に向けて定められたものです。企業年金制度を有していない場合や確定拠出年金制度を採用している場合はコンプライとして取り扱いますので、開示事項の代わりにその旨を記載してください。

☆ なお、確定拠出年金制度を採用している場合であっても、例えば、運用機関・運用商品の選定や従業員に対する資産運用に関する教育の実施などの取組を行い、その内容について開示をすることが期待されます。

【原則 3 - 1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- （i）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- （ii）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- （iii）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- （iv）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- （v）取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

■ 本原則の策定趣旨・開示を要する事項等

・ 本原則の策定趣旨

会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なガバナンスを実現するために必要と考えられる事項について開示を求めたもの

・ 開示を要する事項等

開示事項	開示内容等
経営理念、経営計画等	・会社の価値観や事業活動の大きな方向性を定めた経営理念及びそれに基づき策定された中長期的な企業価値の向上を図っていくための経営戦略や経営計画
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針	・コーポレートガバナンスに関する総論的な考え方及び各原則に対する対応方針
経営陣幹部等の報酬を決定するに当たっての方針と手続	・報酬に関する基本的な考え方（基本方針、報酬の水準・構成、業績連動報酬の内容等）、決定に係るプロセス等
経営陣幹部の選解任と取締役等の候補の指名を行うに当たっての方針と手続	・選解任に関する基本的な考え方（基本方針、考慮要素等）、決定に係るプロセス等
個々の選解任・指名についての説明	・当該選解任・指名を行う理由、期待する役割等

【補充原則 4 – 1 ①】

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

■ 本原則の策定趣旨・開示を要する事項等

• 本原則の策定趣旨

基本原則 4 のとおり、取締役会の主要な役割・責務を企業戦略等の大きな方向性を示すこととしている点を踏まえ、当該役割・責務を的確に果たしていくうえで、取締役会と経営陣の権限配分についてあらかじめ議論し、適切かつ明確に定めておくことが重要であることから、委任の範囲を定めただうえでその概要を投資者に対し開示することを求めたもの

• 開示を要する事項等

開示事項	開示内容等
経営陣に対する委任の範囲の概要	・取締役会と経営陣の権限配分に関する基本的な考え方、取締役会規則等に定められた取締役会付議基準の概要や経営陣に対する委任事項の概要等

• 備考

本原則により求められるのは、経営陣に対する委任の範囲の概要の開示であり、その詳細が定められている取締役会規則等の社内規程を開示する必要はありません。

【補充原則 3 – 1 ③】

上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。

特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

■ 本原則の策定趣旨・開示を要する事項等

・ 本原則の策定趣旨

補充原則 2 – 3 ①において、サステナビリティをめぐる課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題として認識し、積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきとしているところ、上場会社と投資家とのサステナビリティに関する建設的な対話を促進する観点から、サステナビリティに関する開示を求めるもの

プライム市場上場会社においては、特に、喫緊の課題と考えられる気候変動に関して、リスク及び収益機会が自社に与える影響について、開示の質と量の充実を求めるもの

・ 開示を要する事項等

開示事項	開示内容等
自社のサステナビリティについての取組み	・企業価値向上の観点からの自社のサステナビリティについての取組み
人的資本や知的財産への投資等	・人的資本や知的財産などの無形資産に関する投資やその評価
TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示【プライム市場上場会社】	・TCFD提言の項目ごとの開示の有無、シナリオ分析を行っている場合にはその旨など

・ 備考

「自社のサステナビリティについての取組み」の開示にあたっては、開示において参照した枠組み等があるときは、その名称について記載することが望まれます。TCFDまたはそれと同等の枠組みについては、当該枠組みにおける項目を全て開示しなくとも、自社に必要と考えられる項目から順次開示の取組みを進めていただくことで差し支えありません。

【原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

■ 本原則の策定趣旨・開示を要する事項等

・ 本原則の策定趣旨

個々の社外取締役の独立性の有無について、金融商品取引所が定める独立性基準への抵触の有無のほか、自社の個別事情も考慮したうえで実質的な判断を行うことが重要であることを踏まえ、当該判断を行うための基準の策定を求めるとともに、開示をすることで投資者側の理解が深まることを期待したもの

・ 開示を要する事項等

開示事項	開示内容等
独立社外取締役の独立性判断基準	・自社の個別事情を踏まえ策定した定量的・定性的な独立性判断基準

・ 備考

本原則に基づき策定する独立性判断基準においては、自社で検討した独立性に関する考え方を踏まえ、金融商品取引所の独立性基準の内容に一部加重や追加をしたり、「主要な取引先」など抽象的で解釈の幅を持つ基準について取引金額など具体的な数値基準を設けたりすることが考えられます。

【補充原則4-10①】

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名（後継者計画を含む）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置することにより、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、これらの委員会の適切な関与・助言を得るべきである。

特に、プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきである。

■ 本原則の策定趣旨・開示を要する事項等

・ 本原則の策定趣旨

CEOをはじめとする経営陣幹部や取締役の指名・報酬などの特に重要な事項の検討に当たっては、独立性・客観性のある手続を確立することが重要であることから、取締役会の下に独立した指名委員会・報酬委員会を設置することにより、これら委員会の適切な関与・助言を得ることを求めるもの。また、実際にこれらの委員会にいかなる役割や権限が付与され、いかなる活動が行われているかが開示されていない場合も多いとの指摘を踏まえ、特にプライム市場上場会社に対して、その「委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等」の開示を求めるもの

開示事項

開示内容等

委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等【プライム市場上場会社】

- ・ 委員会構成やその考え方（独立社外取締役が過半数でない場合の独立性の考え方など）
- ・ 権限、役割（決定権限の有無や範囲）

・ 備考

「委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等」のほか、委員の選定方法、各委員会の委員の氏名、選定理由、活動状況（開催頻度、主な検討事項、個々の委員の出席状況等）、事務局等の設置状況やその規模などについて記載することが望まれます。

【補充原則4-1-1①】

取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。

■ 本原則の策定趣旨・開示を要する事項等

・ 本原則の策定趣旨

事業環境が不連続に変化する中においては、取締役会が経営者による迅速・果敢なリスクテイクを支え重要な意思決定を行うとともに、実効性の高い監督を行うことが求められる。そのためには、取締役会において中長期的な経営の方向性や事業戦略に照らして必要なスキルが全体として確保されることが重要であり、そうした観点から、自らが備えるべきスキル等を特定した上で、これを含む多様性及び規模等に関する考え方と併せて、取締役の有するスキル等の組み合わせの開示を求めるもの

・ 開示を要する事項等

開示事項	開示内容等
取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方	・ 経営戦略に照らして自社の取締役会が備えるべき知識・経験・能力の内容、多様性及び規模に関する考え方
取締役の有するスキル等の組み合わせ	・ 上記の考え方を踏まえた社内・社外取締役の知識・経験・能力等

・ 備考

本原則に規定されている「取締役の選任に関する方針・手続」は、原則3-1(iv)において開示が求められているものを指します。

本原則は、スキル・マトリックスの作成自体を目的とするのではなく、経営戦略等に照らして取締役会全体として必要なスキルが備わっているかという観点から検討されることが望ましいと考えられます。「いわゆるスキル・マトリックス」とは、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを開示するための方法の1つとして掲げているものであり、スキル・マトリックス以外の方法によって開示いただくことでも差し支えありません。

【補充原則4-1-1②】

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

■ 本原則の策定趣旨・開示を要する事項等

・ 本原則の策定趣旨

取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たすためには十分な時間と労力を確保することが重要であり、そのためには他社の役員との兼任は合理的な範囲にとどめる必要があることを踏まえ、株主・投資者が兼任の状況を把握できるよう開示を求めるもの

・ 開示を要する事項等

開示事項	開示内容等
取締役及び監査役の兼任状況	・各取締役及び監査役の兼任先の会社名、役職等

・ 備考

「合理的な範囲」については、一律の数値基準を置いておりませんが、各取締役及び監査役が十分な時間と労力を確保できるかという観点から、実質的に判断することが期待されます。

【補充原則4-11③】

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

■ 本原則の策定趣旨・開示を要する事項等

・ 本原則の策定趣旨

取締役会がその役割・責務を実効的に果たしていくには、取締役会が果たすべき役割・責務は何か、それらを果たすうえで個々の取締役や取締役会全体が適切に機能しているかを分析・評価し、その結果を踏まえ、問題点の改善や強みの強化等の適切な措置を講じていくというプロセスを定期的に行っていくことが必要となることに加え、それらの概要を開示することで株主・投資者との対話を通じた更なる改善が期待できることから、取締役会の実効性評価の実施及びその概要の開示を求めたもの

・ 開示を要する事項等

開示事項	開示内容等
取締役会の実効性評価の概要	・評価方法及び評価項目、評価結果の概要、評価結果を踏まえた今後の課題等

・ 備考

取締役会の実効性評価は、自己評価方式のほか、分析・評価の独立性・客観性をより高める観点から、第三者を活用する方式で行うことも考えられます。

【補充原則4-14②】

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

■ 本原則の策定趣旨・開示を要する事項等

・ 本原則の策定趣旨

原則4-14のとおり、取締役・監査役が期待される役割・責務を適切に果たすためには、必要な知識の習得等の研鑽に努める必要があり、上場会社においては、取締役及び監査役に対して、例えば、自社の事業内容や財務状況、ガバナンス体制等に関する説明や、社外セミナーの受講機会の提供等の支援を行うことが期待されることから、トレーニングの方針について開示を求めるもの

・ 開示を要する事項等

開示事項	開示内容等
取締役・監査役に対するトレーニングの方針	・トレーニングの機会の提供に関する基本的な考え方及びトレーニングを行う項目やその実施方法、対象者等

・ 備考

トレーニングの方針に加え、実際に行ったトレーニングの概要を記載することも考えられます。

【原則 5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

【補充原則 5 - 1 ②】

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- (i) 株主との対話全般について、下記 (ii) ~ (v) に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話を実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- (ii) 対話を補助する社内の I R 担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
- (iii) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会や I R 活動）の充実にに関する取組み
- (iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

■ 本原則の策定趣旨・開示を要する事項等

• 本原則の策定趣旨

C Gコードにおいては、上場会社と株主との建設的な対話を通じた中長期的な企業価値の向上の実現を志向していることから、対話を促進していくために必要な体制の整備・取組に関する方針の策定・開示を求めたもの

• 開示を要する事項等

開示事項	開示内容等
株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針	・上記補充原則 5 - 1 ② (i) ~ (v) に掲げる事項及びその他株主との建設的な対話を促進するために実施している方策等

■ コーポレート・ガバナンス白書2021

- ✓ 東証上場会社全体のコーポレート・ガバナンスに関する取組状況、進捗状況を明らかにすることを目的に、公表されたコーポレート・ガバナンスに関する報告書を集計し、各社のコーポレート・ガバナンスの状況の公表

(ウェブサイト)

<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/02.html>



■ ESG情報開示実践ハンドブック（2020年）

- ✓ 上場会社がESGやESG投資の現状を理解し、自社に適した形でESG課題への取組みを進め、投資家をはじめとするステークホルダーと対話することで中長期的な企業価値向上を目指す際に参考となる情報を提供することを目的として公表

(ウェブサイト)

<https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/esg-investment/handbook/index.html>



■ JPX ESG Knowledge Hub

- ✓ 「ESG情報開示実践ハンドブック」の内容をより具体的な観点から解説する動画コンテンツや、機関投資家のESG投資に関する情報、ESG評価機関やESG情報開示枠組みに関する情報、上場会社のESG情報開示事例などを中心に、ESG情報開示に関する情報を提供

(ウェブサイト)

<https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/esgknowledgehub/index.html>



ESG情報開示実践セミナー	関連セミナー	上場会社のESG情報開示事例
ESG情報開示枠組みの紹介	機関投資家のESG投資	ESG評価機関の紹介
ESG Knowledge Hub サポート	ESG Knowledge Hub メンバ	
登録	登録	

Ⅲ. よくあるご質問と回答 (FAQ)

項番	質問事項
Q1	CGコードは全ての原則を「実施」することが望ましいのでしょうか、また、各原則を実施しない場合に罰則が適用されますか
Q2	自社の対応がCGコードにおける「実施」に該当するかどうか、又は自社の「実施しない理由の説明」の内容が十分か否かの判断について、取引所より修正が求められることはありますか
Q3	各原則に基づく取組について、今後実施することを既に決定している場合でも、「実施」としてはいけないのですか
Q4	CGコードの原則で求められている項目のうち、一部だけ「実施」していない項目があった場合は、「実施」していない一部のみを説明すればよいですか
Q5	報告書の「コードの各原則に基づく開示」に記載すべき内容が、他の広く一般に公表されている資料に記載されている場合であっても、改めて報告書に記載をする必要はありますか
Q6	CGコードの全ての原則を実施している場合には「コードの各原則を実施しない理由」の記載欄は非表示とするのですか
Q7	報告書における「コードの各原則を実施しない理由」及び「コードの各原則に基づく開示」の内容はどの時点の情報を記載すべきですか。また、記載内容に変更が生じた場合には、いつまでに変更を反映した報告書を提出すれば良いですか
Q8	CGコードで使用されている用語についての定義はありますか
Q9	CGコードの全原則に対応した報告書は、いつまでに提出する必要がありますか

Q1. CGコードは全ての原則を「実施」することが望ましいのでしょうか、また、各原則を実施しない場合に罰則が適用されますか

A1.

CGコードは、「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法を採用しているため、全ての原則の実施を義務付けているものではありません。会社の持続的成長や中長期的な企業価値向上の観点から踏まえ、仮に、各社における個別事情に照らして原則を実施することが適切でないと考えられる場合には、実施することよりも、その原則を実施しない理由や代替的に実施している手法を十分に説明することが望ましいと考えられます。

なお、各原則を実施しない場合の罰則はありませんが、実施しない理由の説明を行わない場合や説明に虚偽の内容が含まれる場合には、上場制度上の公表措置等の対象となる可能性があります。

Q2. 自社の対応がCGコードにおける「実施」に該当するかどうか、又は自社の「実施しない理由の説明」の内容が十分か否かの判断について、取引所より修正が求められることはありますか

A2.

CGコードは、「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）のもと、それぞれの会社がCGコードの趣旨・精神に照らして適切に各原則を解釈することが想定されているため、明らかに誤りがある場合を除き、原則として取引所が一律の解釈を示して「実施」に該当するか否かや説明の内容が十分か否かの判断を行うことはありません。仮に、会社と投資者の間に認識の違いがあれば、両者の対話によって解決していくことが望まれます。

Q3. 各原則に基づく取組について、今後実施することを既に決定している場合でも、「実施」としてはいけないのですか

A3.

原則を今後実施することを既に決定している場合であっても、報告書の提出日時点で実施していない場合は、未実施と取り扱うこととしております。その場合には、「コードの各原則を実施しない理由」として、今後の取組予定や実施時期の目途について説明（エクस्पライン）してください。

Q4. CGコードの原則で求められている項目のうち、一部だけ「実施」していない項目があった場合は、「実施」していない一部のみを説明すればよいですか

A4.

一部だけ「実施」していない項目があった場合には、「〇〇については実施しているが、××については～の理由から実施していない」旨の説明を行うことが考えられます。

Q5. 報告書の「コードの各原則に基づく開示」に記載すべき内容が、他の広く一般に公表されている資料に記載されている場合であっても、改めて報告書に記載をする必要はありますか

A5.

有価証券報告書や自社のウェブサイト等の広く一般に公開される手段により報告書に記載すべき内容を開示している場合には、具体的な記載に代えて、その内容を参照すべき旨と閲覧方法（ウェブサイトのURLなど）を記載することでも差支えありません。この点、投資者からは「参照が多用されると報告書の利便性が損なわれる」との指摘もあることから、他の資料を参照する場合であっても報告書においてその概要を記載することが期待されます。

Q6. CGコードの全ての原則を実施している場合には「コードの各原則を実施しない理由」の記載欄は非表示とするのですか

A6.

コードの全ての原則を実施している場合であっても「コードの各原則を実施しない理由」の記載欄は非表示とせず、全てを実施している旨を必ず記載するようにしてください。

Q7. 報告書における「コードの各原則を実施しない理由」及び「コードの各原則に基づく開示」の内容はどの時点の情報を記載するべきですか。また、記載内容に変更が生じた場合には、いつまでに変更を反映した報告書を提出すれば良いですか

A7.

報告書の提出日時点の情報を記載してください。提出後に報告書の記載内容に変更が生じた場合は、内容に誤りがあった場合等を除き、原則として定時株主総会後の定期更新の際に変更することで差し支えありません。なお、投資者に対して適時・適切な情報提供を行う観点から、変更内容が投資者にとって重要であると考えられる場合には、変更後遅滞なく提出することが望まれます。

Q8. CGコードで使用されている用語についての定義はありますか

A8.

CGコードでは、「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）を採用しているため、株主等のステークホルダーに対する説明責任等を負うそれぞれの会社が、コードの趣旨・精神に照らして、適切に解釈することが想定されており、使用されている用語について法令のように厳格な定義はありません。

Q9. CGコードの全原則に対応した報告書は、いつまでに提出する必要がありますか

A9.

本年12月30日までの間にT D n e tを通じてご提出ください。なお、その間においても現行制度に基づいた定時株主総会後の定期更新については別途実施してください。

なお、改訂コードのうち、プライム市場上場会社向けの内容については2022年4月4日付で適用となることから、2022年4月4日以降に開催される定時株主総会の終了後遅滞なく提出する報告書から反映が必要となります。

「上場会社向けナビゲーションシステム」

※適時開示に関する情報、提出書類や制度概要等についてご案内しております。

(<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/index.html>)



各原則の細かな内容
が知りたい…

上場会社向けナビゲーションシステム

適時開示ナビ

キーワードから開示項目を探す

開示項目一覧から探す

決定事実 発生事実 決算短信等 業績予想、配当予想の修正等 その他の情報 子会社等の情報

開示項目の 카테고리をお選びください

関連情報

書類の提出 制度概要 業務要領 利益少額の際の開示基準特例 TDnet・Target

その他業務ナビ

市場区分見直し **コーポレート・ガバナンス** 企業行動規範 自主規制 新型コロナウイルス関連・その他

キーワードから探す このカテゴリ内から 検索 詳細検索

「コーポレート・ガバナンス」内のカテゴリから探す

コーポレートガバナンス・コード

コーポレート・ガバナンスに関する報告書

上場会社向けナビゲーションシステム > コーポレート・ガバナンス > コーポレートガバナンス・コード

「コーポレートガバナンス・コード」の検索結果 49件

キーワードから探す このカテゴリ内から 検索 詳細検索

一覧 49件のうち1-20件を表示 表示順: 重要順

CGコード [コーポレートガバナンス・コード](#)

FAQ [コーポレートガバナンス・コードの原則5-2の「実施」にあたっては、「経営戦略や経営計画の策定・公表」が必要ですか。](#)

FAQ [コーポレートガバナンス・コードの原則5-2の「実施」にあたっては、「事業ポートフォリオの見直し」、「設備投資・研究開発投資・人材投資等」について、それぞれ説明することが求められますか。](#)

FAQ [コーポレートガバナンス・コードの原則5-2では、「自社の資本コストを的確に把握した上で、～収益力・資本効率等に関する目標を提示」することが求められていますが、資本コストの数値自体の開示が必要になりますか。](#)

FAQ [コーポレートガバナンス・コードの補充原則4-11③では、取締役会は「取締役会全体の実効性について分析・評価」を行うことが求められておりますが、本コードの「実施」には、第三者評価を受けることが必要になるのでしょうか。](#)

FAQ [コーポレートガバナンス・コードの原則4-11について、「ジェンダーや国際性の面を含む多様性」については「適正規模を両立させる形で構成」することから必ずしも必要ではないという理解でよいですか。](#)

今後も、ご質問いただいた内容を随時更新していく予定
ですので、ぜひご活用ください